

地裁判決に従い非正規乗務員の原職復帰させよ

札幌地下鉄東西線（琴似・発寒南・宮の沢）の各駅前で抗議行動

（北海道地連）

2011年11月28日 鈴蘭交通不当解雇事件に対し地裁判決に従い非正規乗務員の原職復帰訴える

寒風吹きすさぶ寒空の下、全自交北海道地連と鈴蘭交通労組は連合北海道の協力を得て、11月28日札幌地下鉄東西線（琴似、発寒南、宮の沢の各駅）駅前において「鈴蘭交通の不当解雇事件」に対する抗議行動を行いました。



全自交北海道地連鈴木久雄書記長は、会社側から出された「タクシー車両を20台減車することにより、運転者は

余る」また、「定時制乗務員については、突然休んだり、管理しにくい」との言い分に対し「会社が運転手不足を補うために導入した制度であり、資本系列が同一業者で用いられる定時制乗務員は、会社負担の社会保険料が発生しないため、その分の人件費が削減となる。また、正規労働者の突然の欠勤にも対応出来るなど、会社にとって非常に都合の良い勤務体系でもある」と会社側の主張に真っ向から反対しました。

鈴蘭交通労組の栗田委員長は、「会社が行った34名にも及ぶ不法・不当な解雇を撤回させ、不当労働行為を止めさせるために私たち労働組合は、何度も会社に対し交渉と協議を求めたが応じず、次々と賃金削減の提案と組合弱体化を狙い団体交渉を行わず、紺野副委員長の雇い止めを、強行」と経過を訴えました。最後に原告を代表して紺野副委員長は、「鈴蘭交通は、一度も・協議を行わず、突然に解雇を強行し、私解雇されてまもなく2年になるが、北海道労働委員会の命令及び札幌地方裁判所の判決に従って一日も早く職場復帰出来るよう皆様のご支援をお願いします」と訴えました。